

研究ノート

イギリスにおける有罪確定判決の 内務省審査

庭 山 英 雄

I はじめに

イギリスには、有罪確定判決を内務省が審査して、受刑者を釈放したり、裁判のやりなおしを命じたりする制度がある。「有罪確定判決の内務省審査」(Home Office Reviews of Criminal Convictions)と呼ばれているものが、それである。¹⁾ この制度については、わが国でも関心が持たれており、すでに再審論議の過程において、比較法に興味を寄せる研究者によって、なにか言及されている。²⁾ しかし、その制度の全貌はまだ明らかにされていない。

わが国の再審法制の改革に対しては、いろいろな提言がなされている。その中で、本稿との関係で見逃がすことのできない一つの提言は、再審制度は廃止し恩赦をもってこれに代えるべきだとする、意表をつく提言であった。³⁾ 当事者主義化した訴訟構造には、大陸法的な再審制度が親しまないことを、その主理由とする。同提言は、立法論と断わってあるから、将来に向けての課題として、これを受け流すことは必ずしも不可能ではない。しかし、この提言を土台として、解釈論としても、わが国の再審理由は厳格に解されるべきだと主張されると、再審研究者の一人としては、もはや放置しておくわけにはいかない。

わたくしは、さきに、「英米刑事訴訟における再公判——イギリスを中心として」(ジュリスト601号(1975)56頁)なる小稿を発表した。「誤判

救済と刑事再審」と銘打たれる特集であったにもかかわらず、そこで「有罪確定判決の内務省審査」を正面きって採りあげなかったのは、純粹の司法的救済に限って検討してみようと考えたからであった。しかし、その後よく調べてみて、イギリスにおける誤判救済制度は、わが国と異質であり、そこでは司法・行政の形式的区別は必ずしも明確ではないと知覚するに至った。⁴⁾

イギリスでは、誤判救済は司法・行政を形式的に区別しないところの相補的なシステムになっている。この点についての理解を欠くと、イギリスの「再審」法制研究は、わが国の議論に、大きくマイナスをもたらしかねないと思われる。

以上の問題意識をもって、以下にイギリスにおける「有罪確定判決の内務省審査」を紹介・検討する。わが国における再審論議の一角を、より深めるための素材を提供することができれば幸いである。

Ⅱ 行政的救済の必要性

イギリスでは、1907年に統一的上訴制度が整備され、1964年には再公判まで設けられた。往時に比べれば、事実誤認の救済制度は格段の進歩⁵⁾をみたと言ってよい。しかし、なお、受刑者からの無実の主張は絶えない。少し古いのが、1967年段階の統計で見ると、それは年間3000件を越える。⁶⁾この訴えは、もちろん誤判の主張であって、刑務所内処遇の不当の主張を含まない。

裁判が確定したのち、なおこのような訴えが多発する原因はなにか。イギリスの法律家集団は、その一因を弾劾主義の訴訟構造にあると見ている。⁷⁾ 糺問主義の方が真実発見に有効であることを、彼らは否定しようとする。しかし、だからといって、糺問主義を導入しようとは考えていない。弾劾主義を維持しながら、誤判救済の突破口を模索し続けている。条件こそ異なれ、誤判との戦いに国境はないとの感慨は深い。

まず第一審では、証拠能力ある証拠にもとづいて検討するという以上に、真実追求をしない結果、重要な証拠が陪審の判断資料にならない。次に上訴審においても、法律問題に重点をおく審査審のシステムとなっているので、事実誤認の救済において不十分な結果にとどまらざるをえないという。糺問手続でないことが、誤判の主要因だと考えている点は、「隣の芝生は美しい」という言葉を思い出させて、戸惑いを感じさせるが、上訴審に限っていえば、事実誤認を認めない傾向は、1907年の統一上訴制度の整備後もきわめて強く、例判上実際に認められたのも、1931年に至ってようやくであった。「事実問題は陪審、法律問題は裁判官」、といういわば民衆司法の基調からの制約があって、安易に事実誤認を認めることができなかったのである。⁸⁾

ところで、イギリスでの誤判原因はどんなものか。その点について、西ドイツのように精緻な分析は見受けられないが、次のようなものが主要なものとして注目を浴びている。⁹⁾

(a) 同一性確認証拠（人定証拠）

同一性確認証拠についての誤りが、誤判原因の筆頭に挙げられる。イギリスの実務体験では、同一性確認証拠についてのあやまりを訂すのはきわめてむずかしいとされる。証人によって、あやまった同一性確認証拠が、真剣かつ誠実に主張されるからである。陪審は、補強証拠なしに一個の同一性確認証拠のみで、有罪認定することが許される。のみならず、同一性確認証拠関係の証拠法はルーズで、たとえば、人定パレードによる確認も必ずしも必要とされず、被告人席にいる被告人の同一性確認さえ適法と解されているのである。

(b) 共同審理

イギリスでの主要誤判原因の第二は、長期にわたる多数被告事件だとされる。被告人の全部が無罪答弁をした場合には、真に無実の者は非常に困難な立場に追い込まれる。無実者の口は脅迫によってふさがれ、真犯人は公判・上訴を通じて決して無実者に触れようとしない。すでに有罪となっ

た者が、真犯人をかばう場合もある。したがって、上訴裁判所は共同審理されている者の供述をあまり信用しない。又、公判が長びくと陪審が不利益な証拠を入手したり、根拠のない推測で判断したりすることも起こり易い。

(c) 偽 証

誤判の第三要因は偽証だとされる。真犯人はしばしば罪を他人に転嫁しようとしたり、好意的な扱いを受けるべく嘘をついたりする。これとは逆に、無実者が警察・裁判所で虚偽自白を行なって、自ら罪に陥ることもある。証人による偽証も危険である。しかし、偽証罪はほとんど訴追されず、たとえ訴追されても立証が困難なので、結果的に犯人が罪を免れるというのが現実である。

(d) 人定パレード

人定パレードとは、容疑者を一列に並べて行なう「面通し」のことである。人定パレードが不当であっても、弁護人たるソリシター、バリスターが、種々の理由（調査の遅延、自らの能力不足、不適當な助言）から、十分な弁論を行なうことができない場合がある。しかし、上訴裁判所は、通常、弁護の不十分とか不適當とかを理由としては、原審の有罪判決に干渉できない。

以上4点が、主要誤判原因¹⁰⁾であり、それらの場合には、上訴によっては——つまり司法的救済によっては——救済できないので、行政的救済（内務省審査）が必要だと理解されているのである。¹¹⁾ 司法的救済で不十分だから行政的救済が乗り出す。このことは、通常上訴手続では不十分だから非常救済手続が必要だとされる日本の救済構造に対応する。そうとすれば、イギリスの「恩赦」は日本の「再審」ではないのか。この点を念頭に入れて、次に行政的救済の内容を検討してみることとしよう。

Ⅲ 行政的救済一般

内務大臣は、受刑者もしくは有罪確定判決を受けた者からの請願もしくは申立があった場合、次のいずれかの措置をとることができる。¹²⁾

(1) 無条件赦免 (Free Pardon)

これは有罪評決と刑宣告との双方を無効にする効果を持つ。

(2) 条件付赦免 (Conditional Pardon)

これは原審の有罪認定をそのままにしながら他の刑の宣告を行なう方式である。

(3) 赦免的減刑 (Remission)

これは刑の性格を変えずに刑罰を軽減する方式である。これと、刑務所規則にもとづいての善行表彰としての特別減輕 (Special Remission) とは、区別されなければならない。

(4) 上訴裁判所刑事部への紹介 (Reference)

これは上訴裁判所に対し上訴審を再開するよう申し入れをする方式である。

以上四つの権限¹³⁾ を行使するにさいしては、内務大臣は次の三点に留意しなければならない。¹⁴⁾

(1) 請願人が原裁判所に提出しなかった新たな証拠を提出しないかぎり、審査を開始しない。これは行政権による司法権への不当な干渉という批判を避けるためである。

(2) 請願人が合理的な疑いを超えて自己の無実を立証しないかぎり、恩赦を許さない。これは、(1) の原則から出てくる派生的原則である。

(3) 審査にさいしての立証責任は請願人側にある。請願人が赦免につき内務省の説得に失敗したが、なお有罪につき重大な疑問が残るときは、内務省は自己の裁量で「早期釈放」(赦免的減刑)を行なうことができる。刑そのものが妥当なときは「許可状にもとづく釈放」(Release on license)

を行なってもよい。

ところで手続過程はどうなっているか。1904年に内務大臣によって「恩赦請求取扱い規則」¹⁵⁾なるものが出されているが、現在も当時とほとんど変わっていないという。現状はほぼ次のようである。¹⁶⁾

恩赦手続は、通常、受刑者もしくはその代理人による請願書の提出で始まる。内務省自らが動き出すことはほとんどない。内務省は関連性ある新証拠を受領したときは、公判、上訴の要約調書を含むところの関係書類を集める。そして新証拠の評価を行なったのち、必要に応じ、訴追担当警察の長 (Chief Constable) に新証拠の取調べを依頼する。この取調べは、さきに捜査に従事した署の上級警察官がこれを行なわなければならない。但し、新証拠が警察の違法行為を示すものであるときは、1964年警察法にしたがって、他の警察が担当する。内務省は、警察からの調査結果を検討した上で、恩赦に値いすると考える時は、正式決定前に関係裁判官の意見を求めることができる。しかし、最終決定はあくまで内務大臣自身でなければならない。

さて、以上のような行政的救済制度がわが国の恩赦制度¹⁷⁾とどう異なるかを、ここで検討しておこう。

わが国の恩赦は、訴訟によらないで、有罪判決の効果を失わせたり、変更したりする特異な行政権の作用であり、大きく二種に分かれる。一つは政令恩赦であり、政令で罪もしくは刑の種類を定めて一律に行なわれる。政令第117号という大赦令をもって行なわれた「講和恩赦」が有名である。もう一つは個別恩赦であり、個人につきケース・バイ・ケースで審査決定される。これはさらに、常時いつでも行なわれる常時恩赦と一定の期間を限って一定の基準で行なわれる特別恩赦との二つに分かれる。

政令恩赦は全く異質なので除外し、ここでは関連する個別恩赦について見る。以下の四種がある。

(1) 特 赦

大赦同様に強い効力を持っており、これによって前科が消える（恩赦法

5条)。但し、これは裁判の確定した特定の者に及ぶのみであって、大赦のように未決の者には及ばない。

(2) 特別減刑

これには、刑の減輕、刑の執行の減輕、執行猶予の期間短縮（刑の減輕と併用される）の三種がある（同7条）。

(3) 刑の執行の免除

これは言渡刑を変更せずに、執行の関係だけを免除する方式である。

(4) 復権

これは刑によって失われた資格を回復させる効果を持つ（同10条）。

以上のような個別恩赦の決定は、中央更生保護審査会（法務大臣所轄の機関で5名の委員から成る）の審査を経て、法務大臣によって行なわれる（同12条）。同審査会が恩赦の申出をしない者については、恩赦は行なわれない。なお、上申権者（受刑者については刑務所長）は同審査会に上申できるが、恩赦の上申には、職権・出願の二種があり、本人からの出願があったときは、上申権者は所要の調査を行ない、意見を付して審査会に上申しなければならない（恩赦法施行規則1条の2第2項、3条2項）。

以上の理解からすると、イギリスの無条件赦免と赦免的減刑とは、それぞれ日本の特赦と特別減刑とに相当することがわかる。手続の点でも、双方とも本人出願を認めているから大差ない。しかし、彼我の制度には根本的な違いがある。それは、イギリスでの出願が誤判の主張にもとづいているのに対し、日本のそれは、誤判の主張にもとづいていないという点である。論者のいうように、恩赦というものが、そもそも適法かつ合法的な刑罰の存在を前提とするもの¹⁸⁾であるならば、さきに見たイギリスの恩赦（行政的救済）は、恩赦ではなく、むしろ「行政的再審」とも称すべきものであろう。この点は重要なので、のちに再びとりあげる。

Ⅳ 内務大臣による照会手続

現行法（1968年刑事上訴法第17条）は、次のように定める。¹⁹⁾

「(1) ある人が起訴されて有罪に処せられた場合、審理の結果精神障害で無罪とされた場合、内務大臣が適当と認めるときは、なんどきでも次のいずれかの措置をとることができる。

- ① 事案全体を上訴裁判所に照会する。その場合、同事案は目的の限定なしに上訴がなされたものとして取り扱われる。
- ② もし内務大臣が同事案に含まれる一定問題について裁判所の助力を欲するならば、その問題のみを照会する。その場合、裁判所は内務大臣に対し相応の意見を提供しなければならない。

(2) 本条の照会については内務大臣は、前条の請求人による申立もしくは職権で、これを行なうことができる。」

これが、イギリス特有の「内務大臣による照会手続」の根拠条文である。れっきとした「刑事訴訟法令」の中に明記されている点に注目しなければならない。

以下、同条文の運用上の問題点²⁰⁾に触れることとする。

まず、照会するか否かの決定は、内務大臣の自由裁量によるとされているが、これは判例法上確立された原則である。又、照会手続は上訴手段が尽きたのちの救済手段であるが、上訴審で敗れた場合のみならず、上訴申立の時間ぎれや上訴許可不認容の場合も含まれることを知らなければならない。

次に、照会をどう扱うかについては、これを受ける裁判所の性格論とからんで問題が多い。照会というのが、大陸法的な再審に似るところから、被照会裁判所が糾問主義的な特殊な地位を持つに至るか否かについては、判例では明確に「否」と答えられている。内務大臣から正式に照会を受けた場合であっても、上訴裁判所は通常の上訴を受けつけた裁判所以上に権限を付与されることはないのである。もっとも、あたかも通常の上訴を受

理したごとくに扱わなければならないから、上訴裁判所側が照会を単なる意見具申として扱うことは許されない。

17条⑥にもとづくところの、問題点に限って照会する手続は、実務ではほとんど利用されていない。17条⑨が用いられる場合も、一番多いのは有罪判決を受けた者が公判に提出できなかった証拠（いわゆる新証拠）を検討して欲しいと願う場合である。

照会手続による場合も、通常の上訴として扱われるから、証拠法の制約を当然に伴なう。²¹⁾ 許容性のない証拠は、上訴裁判所では受け入れられない。ところで、照会を行なう側である内務省の審査においては、証拠法の制約がない（糺問主義的に行なわれる）から、双方の判断の間にギャップが生ずることが稀ではない。

証拠の新規性については、「当該証拠が原審で利用できたであろうという単なる事実は申請にとって致命的でない」とされ、問題が生じた場合には、請求人にとって有利な方向に解釈されるべきだと定められている（1966年刑事上訴法5条）。²²⁾

以上の新規性が認められたあと、上訴裁判所は新証拠の評価を行ない、評価の結果にしたがって次の三つの処置のいずれかを選ぶこととなる。²³⁾

- ① もし新証拠のみで十分なら上訴審を再開し、有罪判決を破棄する。
- ② 新証拠のみでは十分と思われないが、陪審に受け入れられる可能性のある時は、新公判を命ずる。
- ③ もし新証拠が信ずるに足りないものであるならば、新証拠不提出の場合と同様に扱う。

さて、内務大臣は照会を厳選しているから、実際には前記の三つのうち①の措置がとられる場合が多い。しかし、さきにも触れたとおり、内務省審査はその調査において糺問的であるから、②の場合も起こりえないではない。なお、現状では③の場合はほとんどない。

すでに見たとおり、「内務大臣による照会手続」は大陸法の再審に似る。大陸法における再審では司法官僚がやるところの再審請求審査を、行政官

僚がやるという点が異なるだけである。そうとすれば、イギリスに「再審」はない、という表現には、いささかコメントを必要とするのではあるまいか。

V 運用の実際

以上に述べたような行政的救済の手続の発展は、請願の準備と提出、審査と調査、そして決定の三段階に分かれる。以下、順を追ってその内容を見てみよう。

(1) 請願の準備と提出²⁴⁾

これは多くの請願人にとって、決して楽な仕事ではない。まず、内務省係員による第一次審査（ふるいわけ）の関門をパスしなければならない。しかし、たいていのケースが、問題点の解明において十分でない。請願人は、通常、独力で必要な証拠を収集し、これを文書化して提出することになるが、独力でやることはとうてい不可能だからである。時に、刑務所職員や福祉関係職員から助力を受けることがあり、請願人から大変感謝されているが、そのような事例は稀有とってよい。

現状では、外界の世論に影響力を持つ人々に訴えるのが、請願の目的達成のベストの方法となっている。多くの受刑者は、弁護士、国会議員、イギリス人権協会、²⁵⁾ ミジャスティス²⁶⁾ などからの助力をえているが、そのような助力の依頼は、なんの理由説明もなしに内務大臣から請願却下をくらうまで、残念ながらなされていない。

請願人が外界からの援助獲得に成功すると、ようやく次の段階に進むことができる。もし国会議員の助力がえられるなら（通常は内務省係員どまりであるが）少なくとも一人の次官クラスの者の配慮をうることができよう。ミジャスティス²⁶⁾ では、多くのケースにおいて、専門家に調査協力を仰いでおり、専門家の協力の有無は、時に請願の成否を左右する。プレスが救援のキャンペーンを張ってくれることもあるが、場合が限られている。

請願人が以上のような援助を獲得できたときでさえ、世論の広範な支持をえるには、さらに絶えざる熱心な働きかけが必要である。又、受刑者が応援者を見いだすことができるか否かも、いわばチャンスの問題である。議員の対応はさまざまであり、さきにも述べたとおりプレスが興味を示すのも限られたケースであり、²⁷⁾そして救援機関による救援にも質量ともに一定の限界がある。このような実状なので、請願の成否はすでに第一次審査段階においてさえ、かなり偶然に左右されているといわなければならない。

上訴システムの欠点は、従前、上訴人に法的扶助のないことであった。官民一致の協力によって、近時かなりの改善を見た。現在では、(上訴手段の尽きた)受刑者に、ソリシターが必要に応じて面接し、適当な救済手段を構じることができるようになっている。²⁸⁾前弁護人が、判決確定後も引き続き助けることが望ましいが、それが不可能のときは、他のソリシターがこれに代わって、新証拠の収集などに助力すべきである。請願がまともなものであるかぎり、少なくとも以上の実行が確保されなければならない。

(2) 請願の審査と調査²⁹⁾

事件が特に重要でないかぎり、内務省刑事局の係員によって処理される。その際、内務省としての最大の関心事は、司法権の独立に侵害を加えないという点にある。ここから、新証拠の有無が決め手となる。そこで、補充調査を必要とするときは、警察に依頼する。ところで、いろいろな理由から警察の調査は完全には行なわれない。しかし、内務省は警察の調査を直接に指揮監督する地位にはない。内務省には、間接的に警察をコントロールする権限しかないから、調査についてダメ押しをすることはできない。しかも残念なことに、いかに請願が誠実公平に処理されても、実際のところ、請願人からの不信は解消されない。内務省・警察双方から独立な調査・審査機関が必要とされる所以である(この点はのちに再びとりあげる)。現在では、審査担当は内務省係官、調査担当は警察官が原則となっ

ている。係官は審査の結果をまとめて、内務大臣に報告し、最終決定は内務大臣がくださる仕組みである。

(3) 決定とその効力³⁰⁾

内務大臣は、審査報告書をもとに判断し、次の処置のいずれかをとることができる。

- ① 誤判が明確なケースでは赦免を指示する。
- ② やや不明確だが重大な疑問のあるケースでは早期釈放（減刑）を考慮する。
- ③ より複雑なケースでは上訴裁判所に差し戻す。

不当な司法が明らかにされたとして、以上の三措置にどのような法的効果を付与すべきかが問題である。

① ② の場合は有罪確定判決をくつがえすものであり、③ の場合でも上訴再開を拒否できないこととなっているので、いずれも司法的効力を持つといわざるをえない。わが国ではとても想像できない、イギリスならでは、プラグマティックなシステムである。コモン・センスとはこれをいうのであろうか。

VI 改善提案について

1965年12月・ミジャスティス、の評議会はコックス氏 (Mr. A. E. Cox) を長とする委員会に、次の問題の検討を命じた。³¹⁾

- ① 誤判を惹起している刑事司法組織の欠陥
- ② 現行内務省審査手続の妥当性・有効性
- ③ 内務大臣による照会手続のあり方
- ④ 調査・審査にたずさわる独立機関の必要性

この発問に対し、イギリス刑事司法における弾劾主義が、真実発見の点で弱いことを前提した上で、委員会は次のような提案を行なっている。³²⁾

- ① 自己の有罪につき、無実を訴える受刑者に対し、法的な助言が与え

られなければならない。担当地区委員会が請願の趣旨を正当と認めるならば扶助が与えられるように、現在民事々件で実施されている法的扶助網は拡大されるべきである。

② さらに調査が必要か否かの第一次審査権は、現在同様内務省に与えられるべきである。但し、請願が実体なしとわかるならこの段階で却下し、却下にあたってはその理由が明らかにされなければならない。

③ 補充調査が必要なときは、法務長官によって任命されたバリスターおよびソリシターからなる委員会（第二次審査機関）の指示によって、これを行なうものとする。なお、同委員会の指示にもとづき補充調査を実際に行なう独立機関が設けられなければならない。

④ 委員会からの審査報告書は、請願人においてこれを検討する機会が与えられなければならない。内務省は、通常、同報告書にもとづいて処置をとるべきであり、恩赦の許可条件としては、現在要求されている「無実の確実性」ではなくて「無実の可能性」で十分とされるべきである。

⑤ 書面審理のみでは解決できない少数のケースにおいては、真実発見のために証人喚問ならびに資料要求のできる権限のある審査委員の面前で証人審問がなされなければならない。その審問の結果は、許否いずれにしろ、最終的なものとされなければならない。理由を示す報告書は請願人に示されなければならない。

さて、以上の改正提案は、次の二点で注目に値する。

① 内務省係官が第一次審査を担当し、法律家集団が第二次審査を担当し、後者においては独立調査機関³³⁾ に補充調査を命じ、必要に応じて証人を直接審理できる。

② 内務大臣は審査報告書にしたがって決定するが、その際、心証の程度としては無実の確実性までを必要とせず、³⁴⁾ 審査報告書は請求人に公開しなければならない。

わが国でも、それらのほとんどが、まだ実現を見ていない。イギリスに負けない具体的改善提案の出現が期待される（日弁連では新たな改正試案

(昭和37年案の改訂版)を目下検討中とのことである)。

VII 日本法との関連

イギリスの恩赦は、誤判の救済制度である³⁵⁾ が、わが国のそれはそうではない。恩赦が事実誤認の救済に用いられていることは、³⁶⁾ 日本法的思考に慣らされているわたくしには、当初全くの驚異であった。しかしよく調べてみると、そこにはそうならざるをえない理由があるのである。³⁷⁾

わが国で将来、恩赦が誤判救済の制度として活用される見通しがあるであろうか。結論からいえば、その見通しはない。³⁸⁾ 司法権と行政権とが峻別される大陸法的伝統においては、司法部が行政部の判断にゆずるというシステムは危険である。とくにわが国ではそうである。裁判は裁判官が行なうとの憲法原則に抵触するおそれさえある。イギリスですでに記したような「行政的再審」もしくは「再審的恩赦」が実現可能なのは、大法官が司法部の長でありながら、政党内閣の一員であるとの事例が象徴的に示すように、形式にかかわらず司法権の独立が実質的に保たれるという独特の伝統があるからであって、どこの国でも実現可能というわけではないのである。³⁹⁾

以上の現状の中で、恩赦をもって再審に代えるべきだとか、恩赦でやるべきことだから再審は厳格にしなければならないとか主張することは、木に寄って魚を求めるに等しい。恩赦制度は変わらず、再審制度のみきびしくなるとの悪しき結果をもたらすだけである。比較法的見地に立つ提言は、彼我の国状の違いを十分に考慮した上でなければならない。

以上の理由により、わが国の再審法制の改革は、再審法制そのものつまり司法部の問題そのものとして企てられるのが正しい方向と考える。その場合、イギリスにおける「独立審査委員会」ならびに「独立調査機関」の発想は参照に値いしよう。もとより、司法権の独立との関係で慎重な配慮が望まれるが、担当裁判所が、複雑なケースについては、「再審請求審査委

員会」(たとえば法務省の選んだ者5名、日弁連の選んだ者5名から成る)に諮問する、といったかたちは果たしてとれないものであろうか。問題は、その審査結果の性格であるが、イギリスに見るような「拘束力」を認めることは無理であろう。それは法的には「勧告」にとどまらざるをえないが、それでもなお、現在の再審法制のネックを緩和する一定の効果は持つであろう。

最後にもう一点。イギリスでは誤判救済のために行政府が乗り出している。自ら救済を決定する場合もあり、司法部に救済を照会する場合もある。訴訟構造が当事者主義だからといって、有罪確定判決の救済が断念されているわけではないのである。のみならず、先年、再公判制度さえ設けられた。イギリス刑事司法における誤認救済の制度を全体としてとらえるとき、それはむしろ日本より効果的かつ広範といえるのではあるまいか。にもかかわらず、現在、さらにそれを広げる努力が法曹界においてはなされている。⁴⁰⁾ わが国がイギリス刑事司法に学ぶところは、なお少なくないと思われる。

- 1) Justice, Home Office Reviews of Criminal Convictions, 1968.
- 2) 第47回刑法学会大会(昭和48年11月12日)の共同研究における齊藤誠二、宮沢浩一両教授の発言・刑法雑誌20巻1号(昭49)132頁, 140頁。
- 3) 青柳文雄「再審制度について」法曹時報15巻6号(昭38)〔犯罪と証明(昭47)466頁〕, 同「現行刑事訴訟法と再審制度」刑法雑誌・前掲18頁。
- 4) 池田 栄・英国刑事公民政治史序説(昭36)「はしがき」は、英語の **Government=Politics** が司法を含む政治を意味することを明言する。Hartley and Griffith, **Government and Law**, 1975 も **Judiciary and Administration of Justice** を、その一つの章で扱っている。
- 5) 拙稿「英米刑事訴訟における再公判」前掲。
- 6) Home Office Reviews, *ibid.*, Para. 4.
- 7) Home Office Reviews, *ibid.*, Para. 7.
- 8) 拙稿「英米刑事訴訟における再公判」前掲61頁注(4)参照。イギリスの裁判官は日本のそれのように、中央集権的統一的官僚ではない。それはいわば「裁判官という名の弁護士」であり、陪審の事実認定へのある程度の干渉を許しても、民衆司法の基盤をゆるがすことにはならないと思われる。

- 9) **Home Office Reviews, ibid., Para. 7.**
- 10) そのうちで理論的にも実際のにも、やはり一番問題とされているのは、**Identity** の問題であり、**Justice, Evidence of Identity, Memorandum of Evidence to Lord Devlin's Committee, 1974** が詳細な検討を加えている。
- 11) **Home Office Reviews, ibid., Para. 8.**
- 12) **Ibid., Para. 9.**
- 13) その他特殊ケースでは、内務大臣はボースタル収容 (**Borstal training**) もしくは無期拘禁に処せられている者に、「許可状による釈放」 (**Release on license**) を許すことができる。**Ibid., Para. 9.** しかし、これは有罪確定判決に影響を及ぼさない方式なので、一緒に挙示することを省いた。
- 14) **Home Office Reviews, ibid., Para. 12.**
- 15) **Note as to the Practice of the Home Office in Dealing with Criminal Petitions—1904, Appendix B of Home Office Reviews, ibid.**
- 16) **Home Office Reviews, ibid., Para., 13.** 1904年「恩赦請求取扱規則」は、重要なケースでは、政府の訴訟代理人たる大蔵事務弁護士 (**Treasury Solicitor**)、有給治安判事、裁判所書記が調査を依頼されることがあるとする。**Home Office Reviews, ibid., p. 32.**
- 17) 法務省保護局編・新訂保護観察読本 (昭45) 188頁以下、同・更生保護関係法令集 (昭45) 459頁以下。
- 18) 個別恩赦の性格については、わが国でも議論がある。誤判救済の機能を有しないとするのが通説であり、鈴木寿一「恩赦」法律講座12巻 (昭32) 2915頁、宮田豊「恩赦」鹿島出版会編・社会科学大事典 (1968) 363頁などが、この立場をとる。これに対し、団藤重光「恩赦」平凡社世界大百科辞典 (1955)、岡田玄之三郎・逐条恩赦法釈義 (改訂再増補版) (昭34) などは、誤判救済のための恩赦もありうるとする。
- 19) **Criminal Appeal Act 1968, HMSO, Reprinted 1970.**
- 20) **Home Office Reviews, ibid., Para. 39.**
- 21) **Ibid., Para. 40.**
- 22) **Ibid.**
- 23) **Ibid., Para. 41.**
- 24) **Ibid., Para. 15—21.**
- 25) **National Council for Civil Liberties** のこと。堀部政男教授は「市民の自由のための全国評議会」と訳している。比較法研究37号 (1975) 209頁。その活動の実際については、**Anna Coote and Lawrence Grant (ed.), Civil Liberty, The NCCL Guide, 1972** および **Barry Cox, Civil**

Liberties in Britain, 1975.

- 26) **Justice** という法律家集団, 国際法律家委員会イギリス部会の別名。その年次報告書からすると, 誤判問題についてイギリスで最も活躍している。1975年9月(私の帰国時)現在で, 一件を解決し, もう一件の解決に取り組んでいた。参照 **Justice, 17th (1974) and 18th (1975) Annual Reports.**
- 27) プレスが動いた近時の有名事件に **James Hanratty Case** がある。これは1961年に起きた殺人事件で, 21日にわたる審理ののち, 1962年2月17日に死刑宣告された。アピールは1962年3月12日に却下, 同年4月4日に死刑執行となった。後日, 同事件は上下両院で大きな問題となり, 新聞, テレビ, ラジオで報道され, 4冊の本さえ出版された。家族を含む多数人の要請が, 内務省に対して出され, 労働党内閣の内務大臣 **Mr. Roy Jenkins** は, 勅選弁護士 (QC) による独立調査委員会の設置を, 1974年6月20日に決定した。かくして, **Mr. C. Lewis Hawser** を唯一構成員とする委員会が7月19日に作られ, 同委員会の報告書が1975年3月26日に発表された。結論は原審維持であった。結果はともかく, 世論に応じて委員会を作り素速く調査に乗り出す, 積極的態度には学ぶべきものがある。Cf. **Home Office, The Case of James Hanratty, Cmnd. 6021, 1975.**
- 28) 1974年6月, ミジャスティス、等の運動が功を奏し, 大幅な改善を見た。Cf. **M. Zander, Legal Advice on Criminal Appeals: The New Machinery, Crim. L. R., 1975, p. 364; Practice Note, Crim. L. R., 1974, p. 472.**
- 29) **Home Office Reviews, ibid., Para. 22—25.**
- 30) **Ibid., Paras. 36, 37.**
- 31) **Ibid., Para. 1.**
- 32) **Ibid., pp. 27, 28.**
- 33) **Ibid., Para. 33** は, 内務省と警察双方から独立した機関で, 具体的には事実調べに経験のある, たとえば退役警察官のような人を当てることを考えている。
- 34) わが国では, 判例法上, ひと足さきに実現を見た。最高裁第一小法廷昭和50年5月20日決定(白鳥事件再審請求に関する特別抗告棄却決定)。
- 35) **Barbara Huber, Die Wiederaufnahme des Strafverfahrens in England und Wales, Jescheck und Meyer, Die Wiederaufnahme des Strafverfahrens im deutschen und ausländischen Recht, 1974, S. 272** は, イギリスの恩赦を「再審に代わる恩赦」と位置づけている。そしてイギリスの恩赦のうち「内務大臣による照会手続」に特に注目する。
- 36) **Barbara Huber, a. a. O., S. 293.** および **Home Office Reviews, ibid..**

p. 29 によれば、

① 1958～1971年、内務省から控訴裁判所に照会した件数は次のようである。

1958	1
1959	2
1960	1
1961	0
1962	0
1963	3
1964	5
1965	4
1966	1
1967	1
1968	4
1969	7
1970	6
1971	4

② 1965～1971年、無条件赦免 (Free Pardon) が行なわれた件数は次のようである。

a) 事実理由によるもの

1965	125
1966	209
1967	88
1968	381
1969	656
1970	354
1971	107

b) 法律理由によるもの

1965	4
1966	3
1967	2
1968	10
1969	3
1970	6
1971	2

③ 1967年段階で、週平均66件、年間約3400件の請願があったが、無条件

恩赦は90件、照会手続はたった1件が許されたにすぎなかった。成功率はざっと2.6%で、かなりの狭き門である。

④ 1968～1970年に、無条件赦免が急激に増えているが、刑務所の収容限界数となんらかの関係があるものと推測される。仄聞するところによれば、当時、刑務所が満員だったという。もしそれが事実だとするならば、「イギリスのフリー・パードンの数が、何故年をおって増えないで減っているのか」(宮沢浩一教授発言、刑法雑誌・前掲140頁)との質問に対しては、「1971年以降刑務所が拡充整備されたから」と答えることになるであろう。なお参照、Richard F. Sparks, *Local Prisons : The Crisis in the English Penal System*, 1971, p. 1f.

37) 次のような理由が考えられる。

- ① 官僚司法と異なり、階層的救済手段は、民衆司法になじまない。
- ② 上訴手段が尽きたのち、なお陪審の事実認定に裁判官が干渉するのは、陪審尊重の理念に反する。
- ③ 司法も広義の行政に含まれるお国柄のところでは、一定限度で行政が司法に介入してもおかしくない。
- ④ その方がプラグマティックである。

38) イギリスの恩赦が誤判救済手段として生き残ったのは、これなら濫用の危険性がないからだと思われる。この点につき、J. ベイカー著・小山貞夫訳・イングランド法制史概説(1974)481頁。君主の恩恵としての恩赦は、行政権による司法権の制約であり、政治的に濫用の可能性も強いので、民主的な社会では容れられない。この点を明言するものとして、*Pardon, Encyclopedia Britanica*, 3rd ed., 1797, p. 736。

39) 同じコモン・ロー系統に属する国でありながら、アメリカではイギリスのように割りきっていない。Graham Beynon John Hughes 著・鈴木寿一訳「恩赦」TBS ブリタニカ国際大百科(1972)578頁、によれば、連邦最高裁は特赦によって無罪となると判示したが、州によってはこれを認めないところがあるという。

40) 拙稿「英米刑事訴訟における再公判」前掲・60頁。

<付記> 本稿は昭和49年度毎日学術奨励金による共同研究〔再審法制の総合的研究・鴨良弼代表〕の一環である。